合併に係る事後開示書面

当社（吸収合併存続会社）は、BIPROGY 株式会社（吸収合併消滅会社）との間の令和 4 年 2 月 1 日付「合併契約書」にもとづく吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併に関する事項として法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1．吸収合併が効力を生じた日

令和 4 年 4 月 1 日

2．吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条および第 787 条の規定ならびに会社法第 789 条の規定による手続の経過

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第 784 条の 2）

BIPROGY 株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）

BIPROGY 株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

BIPROGY 株式会社は、新株予約権を発行しておりませんでしたので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述手続の経過（会社法第 789 条）

BIPROGY 株式会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定にもとづき、本件合併について令和 4 年 2 月 25 日付の官報公告および電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定にもとづく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項第 1 号の規定にもとづき、令和 4 年 2 月 25 日付の電子公告を行いましたが、同条第 1 項に従い当社に対して株式の買取を請求した株主はいませんでした。なお、本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定にもとづく簡易合併であるため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、該当事項はありません。

（3）債権者の異議申述手続の経過（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定にもとづき、本件合併について令和4年2月25日付の官報公告および電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件合併の効力発生日をもって、BIPROGY株式会社の資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6．会社法第921条の変更の登記をした日

本件合併による当社の変更登記申請およびBIPROGY株式会社の解散登記申請は、令和4年4月1日に行う予定です。

7．前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

令和4年4月1日

東京都江東区豊洲一丁目1番1号
BIPROGY株式会社（旧商号：日本ユニシス株式会社）
代表取締役社長　　平岡　昭良

別紙

会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

合併に係る事前開示書面

当社は、令和４年４月１日を効力発生日として、日本ユニシス株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併を行うにあたり、会社法第 782 条第１項および会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記の通り吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

資料１のとおりです。

2. 対価の相当性および割当ての相当性

日本ユニシス株式会社は、当社の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の承継に関する定めの相当性

当社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 日本ユニシス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

資料２のとおりです。

5. 重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

令和３年３月 31 日現在、日本ユニシス株式会社および当社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、次の表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
日本ユニシス株式会社	181,089百万円	64,314百万円	116,774百万円
当　社	１百万円	０円	１百万円

いずれの会社についても、資産内容上短期支払能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。よって、合併の効力発生日以後の日本ユニシス株式会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれるため、本吸収合併により日本ユニシス株式会社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

令和４年２月 25 日

東京都江東区豊洲一丁目１番１号
BIPROGY 株式会社
代表取締役社長　澤上　多恵子

資料２

日本ユニシス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

第77期備置書類等目録

1. 第77期 計算書類

(1) 連結貸借対照表

(2) 連結損益計算書

(3) 連結株主資本等変動計算書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書

(6) 株主資本等変動計算書

2. 第77期 事業報告

3. 第77期 インターネット開示事項

(1) 会社の新株予約権等に関する事項

(2) 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

(3) 連結注記表

(4) 個別注記表

4. 第77期 附属明細書（計算書類関係）

5. 第77期 附属明細書（事業報告関係）

6. 独立監査人の監査報告書

7. 監査役会の監査報告書

１．　第　７７期　　計　算　書　類

（会社法第435条第2項に基づく）

事　業　年　度　　自　　2020年４月　１日
至　　2021年３月31日

日　本　ユ　ニ　シ　ス　株　式　会　社

連結貸借対照表 (2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	45,833
受取手形及び売掛金	72,429
商品及び製品	6,053
仕掛品	1,685
原材料及び貯蔵品	56
前払費用	10,983
その他	7,707
貸倒引当金	△51
流動資産計	**144,698**
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	3,522
機械装置及び運搬具	5,575
土地	599
その他	2,624
有形固定資産計	**12,321**
無形固定資産	
のれん	1,472
ソフトウェア	19,806
その他	655
無形固定資産計	**21,935**
投資その他の資産	
投資有価証券	27,003
繰延税金資産	960
退職給付に係る資産	9,075
その他	16,278
貸倒引当金	△291
投資その他の資産計	**53,025**
固定資産計	**87,282**
資産合計	**231,980**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	25,293
1年内返済予定の長期借入金	4,317
未払法人税等	5,113
未払費用	11,229
前受金	17,736
請負開発損失引当金	328
その他の引当金	417
その他	10,086
流動負債計	**74,523**
固定負債	
長期借入金	17,012
引当金	31
退職給付に係る負債	703
資産除去債務	1,208
その他	1,614
固定負債計	**20,570**
負債合計	**95,093**
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	5,483
資本剰余金	14,901
利益剰余金	119,586
自己株式	△13,475
株主資本計	**126,495**
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	7,600
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	△53
退職給付に係る調整累計額	589
その他の包括利益累計額計	**8,136**
新株予約権	**518**
非支配株主持分	**1,736**
純資産合計	**136,887**
負債純資産合計	**231,980**

連結損益計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**309,685**
売上原価		**228,605**
売上総利益		**81,079**
販売費及び一般管理費		**54,354**
営業利益		**26,724**
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	415	
受取販売奨励金	72	
その他	112	610
営業外費用		
支払利息	100	
持分法による投資損失	396	
投資事業組合運用損	188	
その他	104	790
経常利益		**26,544**
特別利益		
投資有価証券売却益	512	
関係会社株式売却益	85	
その他	17	616
特別損失		
固定資産除売却損	18	
減損損失	465	
投資有価証券評価損	1,027	
その他	8	1,520
税金等調整前当期純利益		**25,640**
法人税、住民税及び事業税	**7,232**	
法人税等調整額	**1,253**	**8,486**
当期純利益		**17,154**
非支配株主に帰属する当期純利益		**77**
親会社株主に帰属する当期純利益		**17,076**

連結株主資本等変動計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	5,483	14,909	109,795	△13,513	116,675
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,276		△7,276
親会社株主に帰属する当期純利益			17,076		17,076
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△9	37	28
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△7			△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△7	9,790	37	9,820
当期末残高	5,483	14,901	119,586	△13,475	126,495

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額				
当期首残高	4,886	0	△33	△1,056	3,798	491	1,633	122,598
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△7,276
親会社株主に帰属する当期純利益								17,076
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								28
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,713	△0	△20	1,645	4,338	27	102	4,468
連結会計年度中の変動額合計	2,713	△0	△20	1,645	4,338	27	102	14,288
当期末残高	7,600	0	△53	589	8,136	518	1,736	136,887

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）　　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,933
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,206
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,177
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	12,546
現金及び現金同等物の期首残高	33,287
現金及び現金同等物の期末残高	45,833

貸借対照表 (2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	43,014
受取手形	30
売掛金	38,147
有価証券	1
商品	3,675
仕掛品	721
貯蔵品	0
前渡金	0
前払費用	3,994
関係会社短期貸付金	5,140
未収入金	4,616
その他	6,081
貸倒引当金	△43
流動資産計	**105,381**
固定資産	
有形固定資産	
建物	3,060
構築物	196
営業用コンピュータ	5,011
工具器具備品	1,166
土地	599
リース資産	313
有形固定資産計	**10,348**
無形固定資産	
ソフトウエア	17,600
リース資産	356
その他	114
無形固定資産計	**18,070**
投資その他の資産	
投資有価証券	19,987
関係会社株式	5,870
その他の関係会社有価証券	2,768
出資金	52
関係会社出資金	0
長期貸付金	6
関係会社長期貸付金	480
破産更生債権等	262
長期前払費用	1,684
前払年金費用	7,103
その他	9,336
貸倒引当金	△264
投資その他の資産計	**47,289**
固定資産計	**75,708**
資産合計	**181,089**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
買掛金	13,342
１年内返済予定の長期借入金	4,317
リース債務	179
未払金	1,338
未払費用	7,028
未払法人税等	4,296
前受金	5,361
預り金	4,117
前受収益	15
無償サービス費引当金	81
請負開発損失引当金	320
偶発損失引当金	186
その他	2,423
流動負債計	**43,008**
固定負債	
長期借入金	17,012
リース債務	565
投資損失引当金	861
資産除去債務	1,165
繰延税金負債	1,567
その他	134
固定負債計	**21,305**
負債合計	**64,314**
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	**5,483**
資本剰余金	
資本準備金	15,281
資本剰余金計	**15,281**
利益剰余金	
利益準備金	1,370
その他利益剰余金	
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金	49
別途積立金	4,400
建物圧縮積立金	149
繰越利益剰余金	95,852
利益剰余金計	**101,823**
自己株式	**△13,475**
株主資本計	**109,113**
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	7,142
評価・換算差額等計	**7,142**
新株予約権	**518**
純資産合計	**116,774**
負債純資産合計	**181,089**

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**179,758**
売上原価		**128,332**
売上総利益		**51,426**
販売費及び一般管理費		**35,919**
営業利益		**15,506**
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	7,061	
関係会社業務受託料	1,177	
その他	380	8,667
営業外費用		
支払利息	84	
投資事業組合運用損	1,189	
その他	82	1,355
経常利益		**22,817**
特別利益		
投資有価証券売却益	509	
関係会社株式売却益	794	1,303
特別損失		
固定資産除売却損	3	
減損損失	461	
投資有価証券評価損	174	
関係会社株式評価損	248	
その他	8	895
税引前当期純利益		**23,225**
法人税、住民税及び事業税	**4,057**	
法人税等調整額	**1,079**	**5,136**
当期純利益		**18,088**

株主資本等変動計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
		資本剰余金		利益剰余金							
					その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	別途積立金	建物圧縮積立金	ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計	自己株式	株主資本計
当期首残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	149	－	85,100	91,020	△13,512	98,273
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△7,276	△7,276		△7,276
当期純利益								18,088	18,088		18,088
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金の積立							49	△49	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分								△9	△9	37	28
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	49	10,752	10,802	37	10,839
当期末残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	149	49	95,852	101,823	△13,475	109,113

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計		
当期首残高	4,980	4,980	491	103,745
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△7,276
当期純利益				18,088
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金の積立				－
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				28
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,162	2,162	27	2,190
事業年度中の変動額合計	2,162	2,162	27	13,029
当期末残高	7,142	7,142	518	116,774

２．　第７７期　　事 業 報 告

（会社法第435条第2項に基づく）

事 業 年 度　　自　2020年４月 １日
至　2021年３月31日

日 本 ユ ニ シ ス 株 式 会 社

（提供書面）

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1　日本ユニシスグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、依然として厳しい状況が続いております。経済活動の回復が期待されている中、国内外の感染症収束の見通しは立っておらず、先行きの不透明な状況が続いております。

国内の情報サービス市場においては、感染症の収束が見通せない中、情報システム投資の先送りなど、投資動向に影響が生じており、当社を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しております。

このような環境の中、日本ユニシスグループは、「顧客・パートナーと共に社会を豊かにする価値を提供し、社会課題を解決する企業」として、業種・業態の垣根を越え、さまざまな企業をつなぐビジネスエコシステムを創る中核となり、デジタルトランスフォーメーション[注1]を実現するプラットフォームの提供企業となることを目指し、中期経営計画「Foresight in sight® 2020」（2018-2020年度）の重点施策の取り組みを進めてまいりました。

営業概況としましては、ICTコア領域では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部業種のお客様における投資抑制の姿勢が見られ、システムサービス売上高は前期比減となりました。一方で、デジタルトランスフォーメーション関連ビジネスやアウトソーシングビジネスは順調に拡大しております。アウトソーシングビジネスでは、第4四半期において、金融機関向けオープン勘定系システムBankVision®の新規ユーザを獲得しました。アウトソーシングビジネスを成長ドライバーと位置づけ、引き続きその拡大を目指してまいります。

注力領域では、手数料型ビジネスである、バリューカードやデジタルコードの取扱高が好調に推移しております。また、ドライブレコーダーやエネルギーマネジメント関連などのサービスが着実に拡大しており、手数料型ビジネス全体で前期を上回り、注力領域の伸長に貢献しています。

エネルギー分野での取り組みとして、エネルギーとモビリティの価値最大化に貢献するエネルギーマネジメント技術開発を目指し、出光興産株式会社と共同で、建物の電力需要、太陽光発電量、EV[注2]の稼働状態、卸電力市場動向などの予測値を基に、EVおよび蓄電池の充放電制御を最適化する実証試験を、2021年3月より開始しています。今後のEV/PHEV[注2]普及による運輸部門の低炭素化や電力の安定供給、太陽光などの再生可能エネルギーのさらなる

導入拡大を目指し、「エネルギー」と「モビリティ」を起点とし生活の利便性・快適性向上を実現する「まちづくり」に貢献してまいります。

さらに、小売業のAI需要予測自動発注サービスや電子棚札などを始めとするデジタルトランスフォーメーション案件が大きく伸長し、注力領域の売上高は前期比42.6%増の684億円となり、中期経営計画の目標値である600億円を大幅に上回ることができました。

小売業のデジタルトランスフォーメーションの一例として、株式会社ライフコーポレーションと共同開発したAI 需要予測による発注自動化サービス「AI-Order Foresight®」をライフ全店舗に導入しました。AI 自動チューニング機能により、日配品・生鮮品に求められる高精度な予測とメンテナンスフリーでの自動発注運用を実現しています。小売業における労働力不足、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、店舗への出勤者数や勤務時間の抑制など業務省力化に向けた施策が強化されています。

また、生活者の価値観は大きく変わり、ショートタイムショッピングや、ECサイトで購入した商品をリアル店舗で受け取るBOPIS（Buy Online Pick up in Store）が注目されている中、店舗業務とデジタルの掛け合わせや、ICT の活用の余地が大きく、新たな顧客体験価値を提供する未来型店舗を、多様なステークホルダーとともにビジネスエコシステムを形成することで実現してまいります。

その他、外出自粛により生活者の商品購入プロセスが大きく変化し、オンラインでライブ配信と商品販売が同時に行えるライブコマースへの注目が急速に高まる中、企業等のECサイトやWebサイトでライブ配信による商品販売を可能にする「Live kit™（ライブキット）」の提供を開始しました。本サービスは、ライブ視聴から購入まで同一画面上で完結するため、視聴者の購買意欲を下げることなく購入につなげることを可能にします。ライブコマースで得られる生活者とのコミュニケーションのデータを活用した事業者支援など、顧客情報管理（CRM）だけでなく、オンラインを中心とした接客・販促における事業を拡大していきます。

以上のように、デジタルトランスフォーメーション案件がビジネスの主軸に成長しており、今後も堅調に拡大していくものと期待しております。引き続き、社会課題に着目し、様々な業界におけるデジタルトランスフォーメーションに注力してまいります。

また、2020年度もさまざまな風土改革の取り組みや成果が評価され、「100選プライム」[注3]への選定や「準なでしこ」[注4]に3 年連続選定されるなど、さまざまな賞や認定を受けました。

これまで、中期経営計画「Foresight in sight 2020」の達成に向けて日本ユニシスグループ一体となって取り組んでまいりましたが、今後は新たに定めたVision2030、経営方針のも

と、様々なステークホルダーとのコミュニケーションを継続し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

当連結会計年度の業績は、システムサービスの減収などにより、売上高合計で3,096億85百万円（前期比0.6%減）となりました。利益面につきましては、アウトソーシングの売上総利益が増加したことなどにより、営業利益は267億24百万円（前期比2.2%増）、経常利益は265億44百万円（前期比0.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は170億76百万円（前期比6.1%減）となりました。

売上構成別に見ますと、サービス売上は、前期比37億61百万円減少の2,187億50百万円（前期比1.7%減）となりました。また、ソフトウェア売上は前期比6億56百万円減少の332億87百万円（前期比1.9%減）、ハードウェア売上は前期比25億48百万円増加の576億47百万円（前期比4.6%増）となりました。

売上構成比は、サービス売上は70.6%（前期71.4%）、ソフトウェア売上は10.7%（前期10.9%）、ハードウェア売上は18.6%（前期17.7%）となりました。

（注）1. デジタルトランスフォーメーション：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

2. EV/PHEV：EVはElectric Vehicleの略で、電気をエネルギー源として走行する自動車のこと。PHEVはPlug-in Hybrid Electric Vehicleの略で、コンセントから差し込みプラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーのこと。

3. 「100選プライム」：多様な人材の能力を生かして中長期的な価値創造につなげている、「ダイバーシティ2.0」に取り組む企業を表彰する経済産業省主催の取り組み。

4. 「準なでしこ」：経済産業省が東京証券取引所と共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定し、発表しており、女性活躍度調査のスコアリング結果に財務指標（ROE）による加点を経て、27業種ごとに「なでしこ銘柄」が選定されるが、全体順位上位のスコアの企業のうち、「なでしこ銘柄」に選定されなかった企業が業種枠に関係なく「準なでしこ」として選定される。

5. 記載の会社名および商品名は、各社の商標または登録商標です。

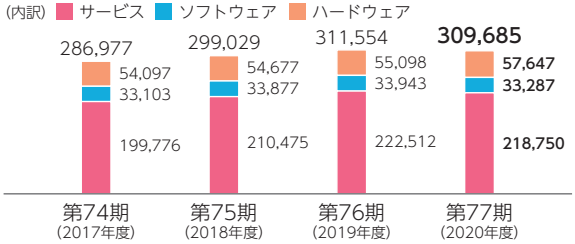
(2) 財産および損益の状況の推移

区　分	第74期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第75期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第76期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第77期 (当連結会計年度) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高 (百万円)	286,977	299,029	311,554	309,685
(内訳)				
サービス (百万円)	199,776	210,475	222,512	218,750
(構成比) (%)	(69.6)	(70.4)	(71.4)	(70.6)
ソフトウェア (百万円)	33,103	33,877	33,943	33,287
(構成比) (%)	(11.5)	(11.3)	(10.9)	(10.7)
ハードウェア (百万円)	54,097	54,677	55,098	57,647
(構成比) (%)	(18.9)	(18.3)	(17.7)	(18.6)
営業利益額 (百万円)	16,332	20,622	26,139	26,724
営業利益率 (%)	5.7	6.9	8.4	8.6
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,949	14,238	18,182	17,076
1株当たり当期純利益	119円12銭	141円90銭	181円19銭	170円13銭
総資産 (百万円)	197,278	211,421	214,975	231,980
純資産 (百万円)	104,674	116,615	122,598	136,887
自己資本額 (百万円)	103,001	114,638	120,473	134,632
自己資本利益率(ROE) (%)	12.4	13.1	15.5	13.4
受注高 (百万円)	296,956	304,874	315,626	322,268

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)等を第75期の期首から適用しており、第74期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

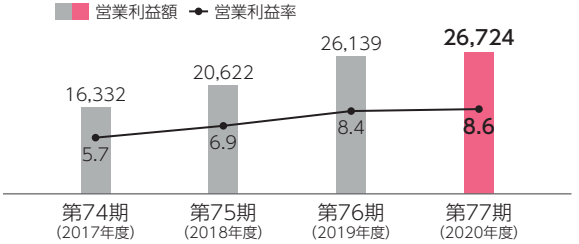
売上高

(百万円)



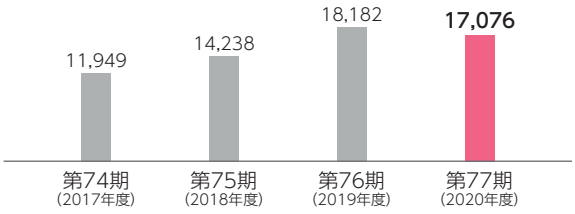
営業利益額／営業利益率

(百万円／%)



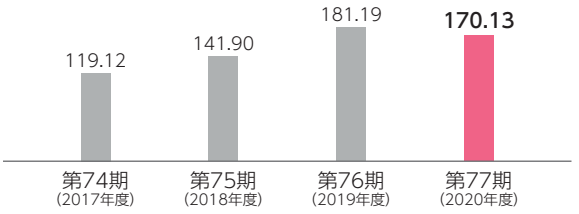
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



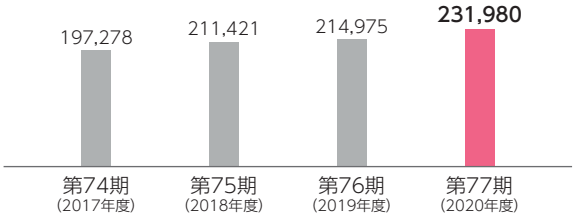
1株当たり当期純利益

(円)



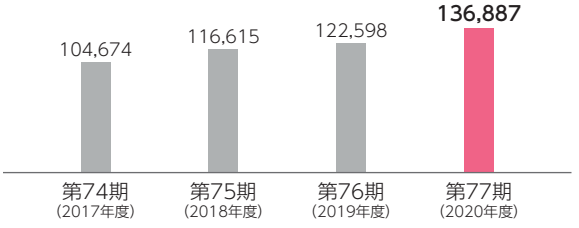
総資産

(百万円)



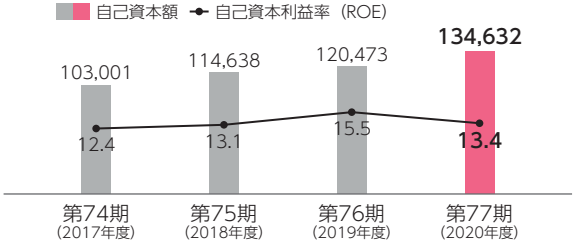
純資産

(百万円)



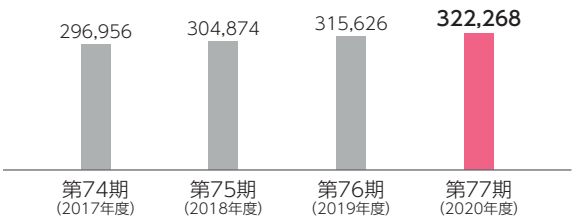
自己資本額／自己資本利益率（ROE）

(百万円／%)



受注高

(百万円)



⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の主要なものは、営業用コンピュータおよびアウトソーシング用ソフトウェアです。

⑷ 資金調達の状況

当社グループの所要資金は自己資金、借入金および社債の発行等により調達しております。

また、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、主要取引金融機関と総額105億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度において当該契約に基づく借入実行はありません。

⑸ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、コロナ禍による社会・価値観の大きな変化やデジタル化が急速な進展を見せる中、ICTサービスに対する顧客ニーズの高度化と多様化が進み、さらには異業種参入による競争激化など、益々厳しくなっております。

予測困難で不確実性の高い昨今の状況をふまえ、当社グループが持続的成長企業として価値を提供し続けるために、時間軸や環境変化に左右されない企業価値を見つめ直し、Purposeを設定するとともに、Purposeを実現させていくためのVision2030および新たな経営方針を策定いたしました。

<Purpose>

先見性と洞察力でテクノロジーの持つ可能性を引き出し、持続可能な社会を創出します

先見性・洞察力 × テクノロジー × ビジネスエコシステム ＝ 社会的価値創出

<Vision2030>

わたしたちは、デジタルコモンズを誰もが幸せに暮らせる
社会づくりを推進するしくみに育てていきます

当社グループは、志や共感をベースにし、テクノロジーの可能性を引き出すことで、持続可能な社会の実現を目指します。そのために、さまざまなサービス、プロダクト、企業、利用者をマッチングできるビジネスエコシステムやプラットフォームを、社会の共有財であるデジタルコモンズとして創造し、提供したいと考えています。

そして、このVision2030の実現に向け、社会的価値の創出により顧客の持続的成長を支える顧客DXと、様々な業界の顧客、パートナーと共に社会課題解決を進める社会DXの両面からビジネスを推進することを新たな基本方針とします。

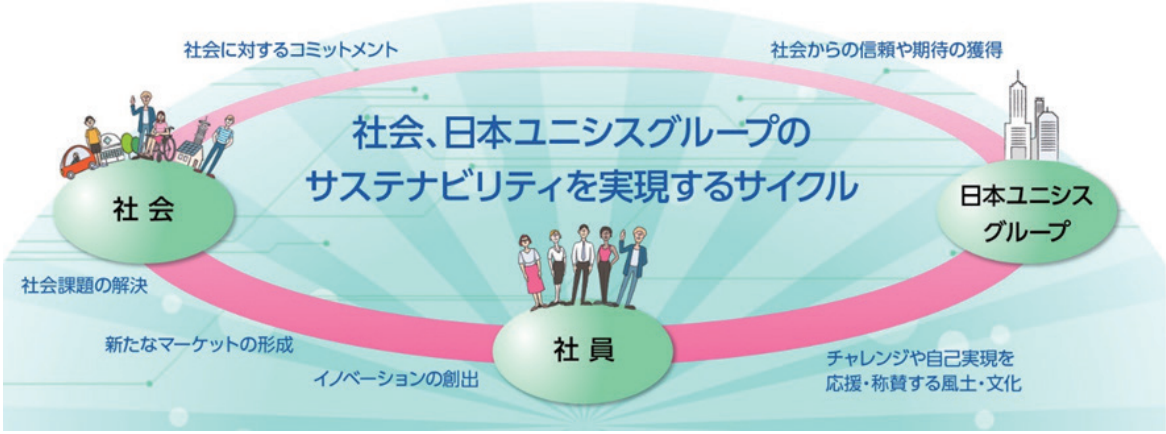
当社グループは、ICTサービス提供だけに留まることなく、社会を豊かにする新しい価値の創造と社会課題の解決の取り組みを加速させ、社会的価値創出企業に変革してまいります。

新たなPurposeに掲げた社会的価値創出企業の実現に向け、コーポレートブランドを刷新し、商号を変更したいと考えており、定款変更の議案を提案させていただいております。

さらに、持続的な企業価値の向上のためには、当社グループ全体のビジョンや価値創造視点の明確化とともに、サステナビリティ課題への取り組みに対するマネジメントとガバナンスの強化が重要であると考えています。

そこで、2020年度に「サステナビリティ委員会」を新たに設置し、当社グループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するための体制を整えております。

持続可能な社会の実現のために、当社グループがテクノロジーを活用して貢献できる領域は非常に多いと考えています。今後も引き続き、エネルギーマネジメントシステムや、気候変動等の環境問題など、一企業だけでは解決が難しい社会課題をビジネスエコシステムによるイノベーションや新たなサービスで解決することで、新しい豊かな社会づくりに貢献していくことを目指してまいります。



＜事業活動における取り組み＞

■顧客のICT戦略を実現する技術力・サービス力の進化・深化

当社グループが強みとする重点領域の見極めを行い、顧客業務や業界に関する知見の深化と知財化を加速するとともに、価値創出の源泉となるエンジニアリング技術の深化と利用技術や組合せ技術の進化を加速します。

■DXパートナーとして先見性のある顧客価値創出力の強化

領域横断のマーケティング活動やオープンイノベションを組み合わせ、ユースケース化する活動を強化し、顧客・業界DXを通じて高付加価値な事業を拡大します。また、各種ラボを中心とした、UI/UXやプロダクトの開発、改善プロセスの確立と実行の強化に加えて、DXビジネスの型の確立とDXを短期間で実現するプラットフォームの確立を推進します。

■社会課題解決マーケット創出と持続的成長ストーリーの開発

これまでの取り組みで獲得したさまざまなアセットを統合し、業種・業態を越えた活動を促進することにより、社会システム全体を捉えた、より大きな社会課題解決へのアプローチを進めます。また、社会課題解決につながるDXビジネスにおける知財の蓄積と、標準プロセスの確立を推進します。

■グループバリューチェーンの再設計によるグループ経営の進化

価値創出サイクルの観点から、グループバリューチェーンの見直しと強化を図り、グループ経営の再設計を推進します。

■組織資本、人財の強化および投資戦略の推進

社員の多様性や強みを可視化する取り組みを軸に組織資本・人的資本の強化施策を加速するとともに、社員が社会課題解決に向けてチャレンジしていけるよう、環境貢献やダイバーシティ＆インクルージョン、業務改革など、さらなる風土改革を推進してまいります。また、戦略に基づき投資ポートフォリオの見直し・組み換えを行い、戦略投資・事業投資の強化を図ります。

＜その他の課題＞

新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経済活動の自粛および停滞の長期化を主な原因として、お客様における情報システム投資の見直しなどが生じ、当社グループの事業活動に影響を与える可能性があります。この課題に対して当社グループは、社会における感染症拡大の防止に努めるとともに、社員、協力会社、お客様およびお取引先の安全確保を最優先に考え、テレワークの活用など働き方改革を進めています。また、お客様の業務継続やリモートワーク、デジタルトランスフォーメーションなどを全力で支援し、レジリエントな社会の実現に向けた取り組みを加速させてまいります。

なお、当社グループの持続的な成長のためには、適切な事業戦略を検討するとともに、その事業戦略を支える強固な経営基盤が必要であると考えています。そのため、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させるとともに、取締役会で決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に基づき、特にコンプライアンス意識の浸透・徹底に留意しつつ、引き続き適正な業務運営を実施してまいります。

また、今後の当社グループ内における連携のさらなる強化や、事業の成長に伴うビジネスリスクの多様化などがリスクとして想定されています。当社グループは、現行のビジネスリスクマネジメントを更に拡充し、対応してまいります。

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ユニアデックス株式会社	750	100	①ネットワークシステムの構築に係るサービスの提供ならびにこれに関する機器等の販売 ②コンピュータシステムの運用、管理の受託ならびに保守サービス

⑺ 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、クラウドやアウトソーシングなどのサービスビジネス、コンピュータシステムやネットワークシステムの販売・賃貸、ソフトウェアの開発・販売および各種システム関連サービスの提供を行っております。

⑻ 主要な営業所 (2021年３月31日現在)

名　称	事　業　所	所　在　地
日本ユニシス株式会社	本社	東京都江東区
	関西支社	大阪市
	中部支社	名古屋市
	九州支社	福岡市
	北海道支店	札幌市
	東北支店	仙台市
	新潟支店	新潟市
	北陸支店	金沢市
	静岡支店	静岡市
	中国支店	広島市
ユニアデックス株式会社	本社	東京都江東区
	関西支店	大阪市
	中部支店	名古屋市
	九州支店	福岡市

⑼ 従業員の状況（2021年３月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数（名）	対前期末増減（名）
7,913	＋83

職　群	従業員数（名）
セールス	1,300
システム・エンジニア	3,451
システムサービス・エンジニア他	1,598
スタッフ	1,564
合　計	7,913 （前期末　7,830）

（注）1. 当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種セグメントを全社横断的に営んでいるため、職群別従業員の状況を記載しております。
2. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	対前期末増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
4,407	＋52	46.1	21.0

⑽ 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社三井住友銀行	6,680
農林中央金庫	5,220
信金中央金庫	2,420

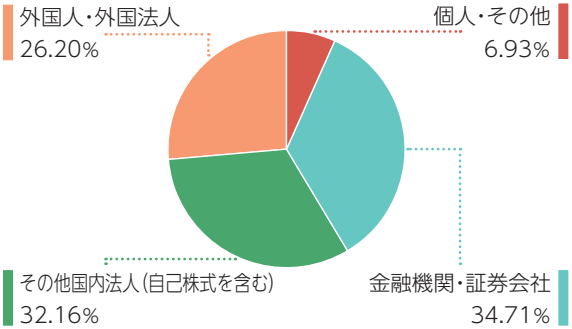
2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 109,663,524株

(3) 株主数 12,829名

所有者別の株式保有比率



(4) 大株主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
大日本印刷株式会社	20,727	20.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,339	10.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,562	8.52
農林中央金庫	4,653	4.63
三井物産株式会社	2,448	2.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,923	1.91
ANAホールディングス株式会社	1,794	1.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	1,724	1.71
日本ユニシス従業員持株会	1,531	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	1,271	1.26

（注）1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式9,268,680株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

（ご参考）当社が保有する株式に関する事項

(1) 政策保有に関する方針

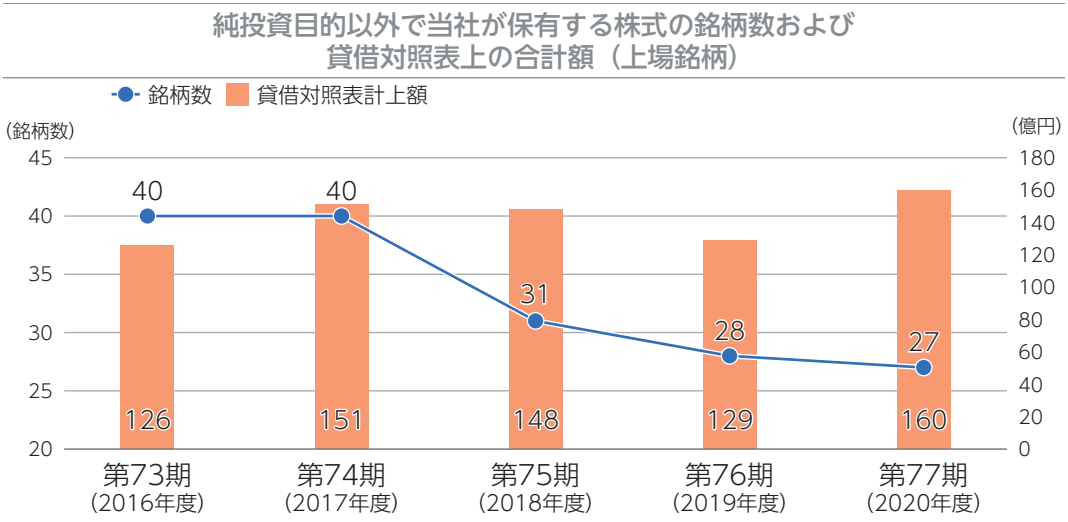
当社は、取引先との関係維持・強化により収益基盤の拡大に繋がる等、当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、当該取引先の株式を政策的に保有することがあります。株式取得に際しては、社内規程に則り取得の是非を判断し、保有後においては、毎年取締役会で保有の適否の検証を行い、その結果、保有意義が希薄化したと判断した銘柄に関しては、売却を進めています。

(2) 取締役会での検証内容

保有する上場株式全銘柄について、個別銘柄毎に保有目的の持続性及び事業戦略との整合性、並びに関連取引利益等の状況を踏まえ、保有の適否を取締役会にて検証しています。

(3) 政策保有株主からの自社株式売却の意向への対応

当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、売却を妨げることは一切行っておらず、適切に売却等に対応しています。



3 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社　長	平　岡　昭　良	CEO（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー） CHO（チーフ・ヘルス・オフィサー） 管理対象部門：全般、担当：グループ内部監査部
代表取締役 専務執行役員	齊　藤　　昇	CMO（チーフ・マーケティング・オフィサー） CSO（チーフ・サステナビリティ・オフィサー） CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー） 管理対象部門：グループマーケティング部、Techマーケ＆デザイン企画部、広報部、支社・支店 担当：グループマーケティング部、Techマーケ＆デザイン企画部、広報部
取　締　役 常務執行役員	葛　谷　幸　司	CDO（チーフ・デジタル・オフィサー） CAO（チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー） 管理対象部門：ビジネスサービス部門、経営企画部、業務部、購買マネジメント部、人事部、組織開発部、品質マネジメント部、グループ会社 担当：経営企画部
取　締　役 常務執行役員	永　井　和　夫	管理対象部門：インキュベーション部門、BizDevOps部門 担当：総合技術研究所
取　締　役	杉　本　登　志　樹	大日本印刷（株）常務執行役員（ABセンター ICT事業開発本部担当）、ABセンター第３本部長
取　締　役	川　田　　剛	（株）大冷 社外取締役 監査等委員
取　締　役	薗　田　綾　子	（株）クレアン代表取締役 NPO法人サステナビリティ日本フォーラム事務局長 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム理事 公益財団法人みらいRITA代表理事
取　締　役	佐　藤　智　恵	公益財団法人大学基準協会　経営系専門職大学院認証評価委員会委員 TBSテレビ番組審議会委員
常勤監査役	内　山　悦　夫	
常勤監査役	寺　西　裕　二	
監　査　役	橋　本　博　文	大日本印刷（株）常務取締役（事業推進本部、価値創造推進本部、左内町営業部担当）
監　査　役	古　城　春　実	桜坂法律事務所パートナー
監　査　役	矢　内　訓　光	日本年金機構監事（非常勤）

（注）1. 川田　剛、薗田綾子、佐藤智恵の３氏は、社外取締役です。
2. 内山悦夫、古城春実、矢内訓光の３氏は、社外監査役です。
3. 当社は、社外取締役のうち 川田　剛、薗田綾子、佐藤智恵の３氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、社外監査役のうち 内山悦夫、古城春実、矢内訓光の３氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 大日本印刷（株）は当社の主要株主であり、当社は同社との間で「業務提携等に関する契約」を締結しております。

6. 内山悦夫氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 寺西裕二氏は、当社財務・経理部門における長年の業務経験を有し、当社経理部長および営業経理部長を歴任する等、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 橋本博文氏は、大日本印刷（株）の海外子会社にてFinance Managerを務める等の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 矢内訓光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社と社外役員の兼職先との間には特別な関係はありません。

※当社は、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しております。
2021年３月31日現在の取締役以外の執行役員および業務執行役員は次のとおりです。

地　位	氏　名	役職および担当
常務執行役員	小　西　宏　和	管理対象部門：ビジネスイノベーション部門、担当：ビジネスイノベーション推進部
常務執行役員	村　田　憲　彦	管理対象部門：DX推進部門 担当：DXNインキュベーション部
常務執行役員	梅　原　一　眞	CFO（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー） 管理対象部門：法務部、財務部、経理部、営業経理部 担当：財務部、経理部、営業経理部
執 行 役 員	兵　働　広　記	関西支社長 担当：支社・支店
執 行 役 員	八　田　泰　秀	ストラテジックアライアンス プロジェクト長 担当：ストラテジックアライアンス
執 行 役 員	田　村　　充	法務部長 担当：法務部
執 行 役 員	須　貝　達　也	担当：公共ビジネスサービス第一本部、公共ビジネスサービス第二本部
執 行 役 員	田　中　輝　久	グローバルビジネス部長 担当：グローバルビジネス部
業務執行役員	星　　恒　夫	CIO（チーフ・インフォメーション・オフィサー）、品質マネジメント部長 担当：品質マネジメント部
業務執行役員	藤　戸　哲　也	担当：インダストリサービス第二事業部、インダストリサービス第三事業部
業務執行役員	渡　邉　岳　治	ユニアデックス(株)常務執行役員
業務執行役員	白井久美子	人事部長 担当：人事部、組織開発部
業務執行役員	田　中　　建	デジタルアクセラレーション戦略本部長 担当：デジタルアクセラレーション戦略本部、ファイナンシャル第一事業部、 インダストリサービス第一事業部
業務執行役員	永　島　直　史	スマートタウン戦略本部長 担当：スマートタウン戦略本部、サービスイノベーション事業部、公共第一事業部、 公共第二事業部
業務執行役員	竹　内　裕　司	ネオバンク戦略本部長 担当：ネオバンク戦略本部、ファイナンシャル第二事業部、 ファイナンシャル第三事業部
業務執行役員	奥　山　直　哉	製造ビジネスサービス本部長 担当：製造ビジネスサービス本部
業務執行役員	佐々木貴司	担当：ビジネスサービス推進部、金融ビジネスサービス第一本部、 金融ビジネスサービス第三本部、ソリューションサービス本部
業務執行役員	森　口　秀　樹	新事業創出部長 担当：新事業創出部

地　位	氏　名	役職および担当
業務執行役員	宮　田　　勲	担当：金融ビジネスサービス第二本部、金融ソリューション本部
業務執行役員	宮　下　　尚	CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー）、 CPO（チーフ・プライバシー・オフィサー）、 CRMO（チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー） 業務部長 担当：業務部、購買マネジメント部
業務執行役員	荻　野　　進	担当：流通ビジネスサービス第一本部、流通ビジネスサービス第二本部
業務執行役員	馬　場　定　行	プロセスアウトソーシング本部長 担当：プロセスアウトソーシング本部、プラットフォームサービス本部、 サポートサービス本部、情報システムサービス部

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役および各監査役は、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。同契約の被保険者は、当社取締役、監査役および執行役員であり、保険料に関しては会社が全額負担しております。同契約において、被保険者が役員としての職務の執行に起因して第三者から損害賠償請求または株主代表訴訟を提起された場合に、被保険者が負担することになる損害および争訟費用を填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。

⑷ 取締役および監査役の報酬等

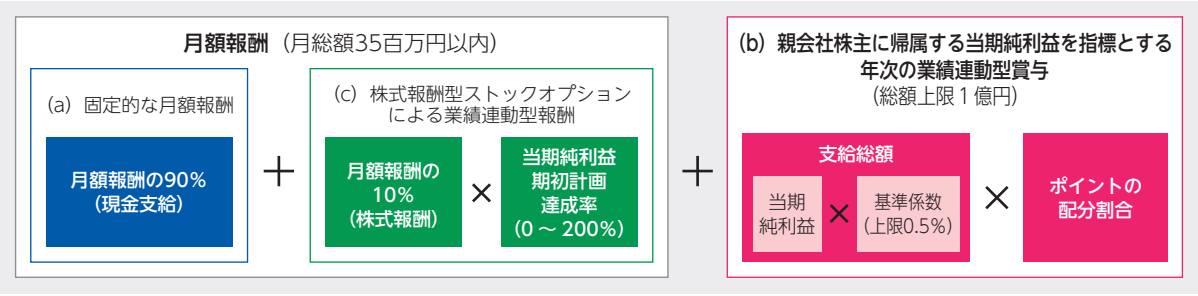
①役員の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

a.取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a）固定報酬（月額報酬の90％を現金で支給）、b）親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与および、c）株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10％を払込金額に充当）により構成しています。また、社外取締役など非業務執行取締役に対しては、業績と連動しない固定的な月額報酬のみを支給しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、取締役会にて承認する方法にて決定しております。

取締役の報酬イメージ



b.監査役の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

監査役の報酬は、独立した立場からの監査の実効性を確保するため、業績と連動しない固定的な月額報酬のみ支給しております。

また、監査役の報酬等の決定に関する方針は、指名・報酬委員会で審議し、監査役の協議により決定しております。

②業績連動報酬に関する事項

取締役の業績連動型報酬として、非業務執行取締役を除く取締役に対しては、以下のとおり、業績連動型賞与と株式報酬型ストックオプションを付与しています。

a.業績連動型賞与

(i) 業績連動型賞与の支給総額

・親会社株主に帰属する当期純利益に応じ、下表の基準係数で総額を決定する。ただし、基準係数は、当面の間は、第72回定時株主総会で決定された0.5％を超えないものとし、かつ、総額は、株主総会で決議された上限の年１億円を超えないものとする。

・業績連動型賞与は単年度の業績に対するインセンティブ報酬と位置付けていることから、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする。

・取締役に対する支給総額 ＝ 親会社株主に帰属する当期純利益 × 基準係数

親会社株主に帰属する当期純利益	基準係数
50億円未満	0%
50億円以上100億円未満	0.2%
100億円以上150億円未満	0.3%
150億円以上200億円未満	0.4%
200億円以上	0.5%

＜業績連動報酬に係る指標の実績＞

2021年3月期においては、親会社株主に帰属する当期純利益の実績値が170億円であったことから、上記に従い、基準係数を0.4%として算定した賞与支給総額67百万円を支給しており、これは株主総会で決議された上限である年1億円以内の金額になっております。

(ii) 取締役各人に対する支給額

・(i) で求めた取締役賞与支給総額を基に、下記算式によって決定する。

・取締役各人の賞与額＝取締役賞与支給総額×各取締役ポイント÷取締役の合計ポイント

役職	ポイント	人数	ポイント計
代表取締役社長	10.0	1	10.0
代表取締役副社長	7.0	0	0.0
代表取締役専務執行役員	6.0	1	6.0
取締役常務執行役員	5.0	2	10.0
合計	−	4	26.0

b. 株式報酬型ストックオプション

(i) 適用対象者に対する報酬の一部(職位にかかわらず一律10%)については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を毎年定時株主総会後の7月上旬に付与する。なお、新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

(ii) 適用対象者に付与された新株予約権については、対象事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が期初計画どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0〜200%の範囲内で変動させる。

なお、株式報酬型ストックオプションは、連結業績向上に向けた中長期インセンティブ報酬と位置付けていることから、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とするとともに、付与対象者が当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は新株予約権を行使できないものとしております。

＜業績連動報酬に係る指標の実績＞

2021年3月期においては、親会社株主に帰属する当期純利益の目標額が170億円、実績値が170億円であったことから、行使できる新株予約権は、計画達成率を100.8%として算出した個数となりました。

③非金銭報酬の内容

当社は、上記②bのとおり、非金銭報酬として、当社取締役（非業務執行取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10%を払込金額に充当）を付与しております。

④役員の報酬等に関する株主総会決議の年月日および決議の内容

a.取締役の月額報酬は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しております。当該決議に係る取締役の員数は31名です。

b.業績連動型賞与は、2016年6月28日開催の第72回定時株主総会において、総額年１億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を支給基準とする旨決議しております。当該決議に係る取締役の員数は5名です。

c.株式報酬型ストックオプションは、2012年6月28日開催の第68回定時株主総会から、毎年の定時株主総会の決議により付与しております。2021年3月期については、2020年6月25日開催の第76回定時株主総会にて、当社取締役（非業務執行取締役を除く）に対して、同総会の日から1年間において、年額60百万円の範囲内で、かつ183個（その目的である当社普通株式数18,300株）を上限に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該決議に係る取締役の員数は4名です。

d.監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査役の員数は3名です。

⑤取締役の個人別の報酬の内容の決定権限を受任した取締役または第三者

取締役の個人別の報酬の内容の決定については、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、2名の独立社外取締役を含む4名の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に委任しております。

指名・報酬委員会では、上記①の決定方針にもとづき、株主総会で定めた上限の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

なお、指名・報酬委員会の決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要としております。

（指名・報酬委員会の構成員）

川田 剛（委員長／独立社外取締役）、平岡 昭良（社内取締役）、薗田 綾子（独立社外取締役）、齊藤 昇（社内取締役）

なお、上記構成員の地位・担当については、（１）会社役員の状況に記載のとおりです。

⑥役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額等

a.役員ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	ストックオプション	賞与	
取　締　役	300	215	17	67	10
監　査　役	74	74	－	－	6
計 （うち社外役員）	374 (65)	289 (65)	17 (－)	67 (－)	16 (6)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 非業務執行取締役1名は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。
3. 社外取締役および監査役は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。
4. 役員退職慰労金制度は、2006年4月28日開催の取締役会において決議のうえ、2006年6月30日付で廃止しております。
5. 上記には、2020年６月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

b.当事業年度の取締役の個人別の報酬が上記①a.記載の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記⑥aの表のとおり、当事業年度の取締役の報酬として、上記①a 記載の決定方針に従い、非業務執行取締役を除く取締役に対してはa) 固定報酬（月額報酬の90％を現金で支給）、b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与および、c) 株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10%を払込金額に充当）、非業務執行取締役に対しては固定報酬を付与しています。また、決定方針の策定にも関与している、独立社外取締役を含む指名・報酬委員会が、同方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で取締役の個人別の報酬内容を全員一致で決定しているため、取締役会としては、当該決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑸ 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係については、前記「⑴会社役員の状況」に記載のとおりです。

②社外役員の主な活動状況

・取締役　川田　剛

当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。

税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を活かし、主にリスクマネジメントの観点などから質問・意見を積極的に述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等、重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、同委員会の全てに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的な意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

・取締役　薗田　綾子

当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。

長年にわたりCSR、SDGs、環境経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かし、ダイバーシティ経営や環境などESGに関する多角的な視点から、積極的に質問・意見を述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会の全てに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的な意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

・取締役　佐藤　智恵

当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。

作家として米国経営大学院に関わる著書を多数執筆し、(株)ボストンコンサルティンググループにおいて経営戦略コンサルタントとして活躍されるなど、経営についての豊富な経験、知見を活かし、幅広い見地から、積極的に質問・意見を述べております。特に、当社のビジネスモデル変革に対し、リスクマネジメントやグローバルの観点からの助言や問題提起を行うなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。

・監査役　内山　悦夫

当事業年度開催の取締役会12回および監査役会16回の全てに出席いたしました。

金融機関における長年の業務経験や、財務および会計に関する相当程度の知見ならびに経営者としての幅広い見識を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、常勤監査役として、当社の経営全般に対する的確な監査を行っております。

・監査役　古城　春実

当事業年度開催の取締役会12回および監査役会16回の全てに出席いたしました。

弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知識や経験を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

・監査役　矢内　訓光

当事業年度開催の取締役会12回の全ておよび監査役会16回の全てに出席いたしました。

公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験とグローバルに活躍された知見・経験を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

4 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	103百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	145百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の財務情報開示に係る相談業務等についての対価を支払っております。
3. 当社監査役会は、会計監査人 有限責任監査法人トーマツに対する第77期監査報酬等に関し、会社法第399条第１項および第２項に従い審議した結果、前期監査報酬の見積りと実績の対比、当期監査計画における監査時間・配員計画および報酬見積り、ならびにこれらに基づく監査報酬の前期からの変動額および変動割合は妥当であると認められるため、同意いたしました。
4. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、2百万円であり、その主な内容は、ファイナンシャル・アドバイザリー業務等です。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

①監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況等から、解任または不再任が妥当と判断した場合は、議案の内容を決定した上で、「会計監査人の解任または不再任」および「会計監査人の選任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求し、取締役会は当該請求に従って、当該議案を株主総会に付議する。

②監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができる。

３．第７７期　インターネット開示事項

（会社法第435条第2項に基づく）

事業年度　自　2020年4月1日
　　至　2021年3月31日

日本ユニシス株式会社

第77回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

Ｐ．１　　会社の新株予約権等に関する事項

Ｐ．３　　業務の適正を確保するための体制
　　および当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

Ｐ．１０　連 結 注 記 表

計算書類

Ｐ．２１　個 別 注 記 表

日本ユニシス株式会社

当社は、第77回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきまして、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへ掲載し、ご提供しております。
(https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html)

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2021年３月31日現在）

名　　称	第１回新株予約権（株式報酬型）	第２回新株予約権（株式報酬型）	第４回新株予約権（株式報酬型）
保有人数			
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	1名	2名（注１）	4名（注２）
当社社外取締役	－名	－名	－名
当社監査役	－名	－名	－名
新株予約権の数	8個	76個	108個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株	7,600株	10,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	2013年７月１日 ～2043年６月30日	2014年７月１日 ～2044年６月30日	2016年７月１日 ～2046年６月30日

（注１）内１名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。
（注２）内３名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。

名　　称	第５回新株予約権（株式報酬型）	第６回新株予約権（株式報酬型）	第７回新株予約権（株式報酬型）
保有人数			
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	4名（注３）	4名（注３）	4名（注３）
当社社外取締役	－名	－名	－名
当社監査役	－名	－名	－名
新株予約権の数	163個	107個	80個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,300株	10,700株	8,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	2017年７月１日 ～2047年６月30日（注４）	2018年７月１日 ～2048年６月30日（注４）	2019年７月１日 ～2049年６月30日（注４）

（注３）内１名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。
（注４）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

名　　称	第８回新株予約権（株式報酬型）	第９回新株予約権（株式報酬型）
保有人数		
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	4名（注５）	4名
当社社外取締役	－名	－名
当社監査役	－名	－名
新株予約権の数	53個	116個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,300株	11,600株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	2020年７月１日 ～2050年６月30日（注６）	2021年７月１日 ～2051年６月30日（注６）

（注５）内１名については、付与当時、当社執行役員として付与したものです。
（注６）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

⑵ 当事業年度中に当社使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

名　　称	第９回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2020年６月25日
交付した者の人数	
当社使用人	8名（注１）
当社子会社の役員および使用人	8名（注２）
新株予約権の数	260個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　１円
新株予約権の行使期間	2021年７月１日～2051年６月30日（注３）

（注１）当社執行役員に対して付与したものです。
（注２）当社子会社の取締役および執行役員に対して付与したものです。
（注３）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
コンプライアンス徹底のための基本的枠組み	(1)コンプライアンスを統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。 ・コンプライアンス関連規程の策定 ・役職員へのコンプライアンス教育 ・内部通報窓口の設置・運営および通報者保護の徹底 ・問題発生時の対応 ・取締役会への活動状況の報告 (2)違反者には、懲戒規程等に基づき適正な処分を行う。 (3)内部監査部門は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという）のコンプライアンス体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。
適正な財務報告	金融商品取引法その他の関連法令に従い、適正な財務報告を行うための仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	関係不保持および助長行為の排除を方針とし、社内における当該方針および対応部門の周知徹底ならびに外部関係機関との連携を進める。
社外取締役の選任	取締役の職務の執行に関する監督機能強化のため、社外取締役を複数名選任する。
監査役による監査	監査役は、取締役の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監査する。
上記体制に関する運用状況の概要	
＜コンプライアンス徹底のための基本的枠組み＞ ・日本ユニシスグループは、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムを積極的に展開することで、グループ役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。また、匿名・記名を問わず利用できるコンプライアンス委員会事務局・監査役への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を社内外に設置するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳重な措置を講じ、通報ならびに違反行為発覚時には、迅速かつ適切に対応し、違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い再発防止策を講じています。これらの活動状況については、経営会議および取締役会において報告しています。 ・当社グループのダイバーシティ推進施策の一つであるLGBT対応として、「性的マイノリティ」に基づく差別禁止を明確化・周知徹底しました。 ・2020年度も前年度に引き続き、ソフトウェア等の適正利用点検活動等、知的財産権に関するコンプライアンス遵守の促進に努めました。	

＜適正な財務報告＞
・財務報告の正確性と信頼性を確保するため「日本ユニシスグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を策定し、これに基づき財務報告を適正に実施しています。

＜反社会的勢力への対応＞
・反社会的勢力排除のための取引先審査体制の整備や外部機関との連携により取引遮断を図るとともに、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制を整備し、運用しています。

＜社外取締役の選任＞
・全取締役の1/3にあたる3名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化を図っています。また社外取締役・監査役にその役割・機能を適切に発揮いただくため、コロナ禍の中、当社事業拠点の視察に代え、テレビ会議により当社支社店長との意見交換を実施した他、全取締役・監査役を対象に研修を行っています（2020年度は、サステナビリティ、最新の技術動向をテーマに実施）。

＜監査役による監査＞
・2019年度の監査役監査の結果と2020年度の内外環境の変化を踏まえた重点監査項目を定め、それに基づき監査役監査を実施しています。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
情報管理体制	(1)取締役の職務執行に係る情報は、法令および文書管理に関して定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。 (2)取締役および監査役は、要請すれば、いつでもこれらの情報を閲覧できる。
上記体制に関する運用状況の概要	
・情報の保存期間および保存場所等の情報管理に関し、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規程を策定しています。 ・取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存および管理し、取締役や監査役の要請に応じていつでも情報提供できる体制を整備し、運用しています。	

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
リスク管理体制	(1)リスク管理を統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。 ・損失の危険(リスク)管理に関する規程の策定 ・リスクの発生を未然に防止するために必要な仕組みの構築・運営 ・有事における対応 ・リスク管理項目・体制の見直し ・取締役会への活動状況の報告 (2)内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。

上記体制に関する運用状況の概要
・チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とするリスク管理委員会を設置の上、社内規程に基づき、グループ全体のリスクを一元管理し適宜リスク管理項目の見直しを行いつつ、経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応策を講じています。 ・中長期的なリスクマネジメント戦略として、「グループ全体のリスクマネジメント機能強化」、「グループ役職員のリスク管理能力向上」を重点施策としています。 ・経営レベルが参加するビジネス審査委員会および投資委員会において重要案件のリスクについて審査を行っています。 ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を委員長とする「総合セキュリティ委員会」を設置し、サイバーセキュリティ戦略を策定のうえ、情報資産の適切な管理を実施しています。 ・CRMOを本部長とする「事業継続プロジェクト（BCP）」を設置し、有事の際に速やかに事業継続のための活動を開始できる体制・計画を整えています。 ・2020年度は、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染拡大・クラスター発生防止に重点を置いた対策を実施しています。また、新型コロナウイルス感染拡大をふまえたリスクマネジメントや事業継続のための体制整備を実施するとともに、テレワークの拡大をふまえたサイバーセキュリティ対策を行っています。 ・リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、事業継続プロジェクト（BCP）の各活動については、CRMOから経営会議および取締役会へ報告しています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
経営の監督と執行の分離および権限委譲	迅速かつ効率的な職務執行を適正に行うため、以下の事項を行う。 ・執行役員制度および業務執行役員制度の導入 ・経営会議・委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化 ・事案の重要性に応じた決裁制度の構築および適切な権限移譲 ・経営計画を策定し、その進捗の状況を取締役会で確認する

上記体制に関する運用状況の概要
・経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を図るため、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しています。 ・業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、取締役を兼務する執行役員等で構成される経営会議を設置しています。 ・個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種専門委員会を設置しています。 2020年度は、日本ユニシスグループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するため、チーフ・サステナビリティ・オフィサー（CSO）を委員長とするサステナビリティ委員会ならびにその下部機関である環境貢献委員会およびソーシャル委員会を新設し、サステナビリティ取り組み方針の検討、気候変動シナリオ分析、人権に関する取り組み等の活動を開始しました。

・一段組織長の権限を超える案件の意思決定のため、稟議項目や決裁レベルを定めた稟議規程に基づく決裁制度を運用しています。
・2018年度からの3ヵ年を対象期間として策定した日本ユニシスグループ中期経営計画「Foresight in sight® 2020」の進捗状況を取締役会で定期的に確認するとともに、当該進捗もふまえ、2021年度からの新たな経営方針（2021-2023）の策定を進めました。

5．当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制	
グループ会社管理の枠組み	当社およびグループ各社の業務の適正を確保し、グループとしての企業価値向上を図るため、以下を行う。 ・グループ会社毎に担当主管部門を設置 ・主管部門の職責等に関する規程の整備 ・出資者としての法的または契約上の権利行使によるグループ各社に対する適切な管理および支援
グループ・コンプライアンス体制	(1) グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を設置し、これら責任者が相互に連携して活動を行う。 (2) グループ各社が利用可能な内部通報窓口を設置する。
当社およびグループ各社に対する内部監査	内部監査部門は、当社およびグループ各社の業務執行における統制状況を監査し、必要に応じ、改善に向けた指摘・提言を行う。

上記体制に関する運用状況の概要

＜グループ会社管理の枠組み＞
・当社およびグループ会社の経営効率の向上と経営理念の統一化を図るため、グループ会社毎の主管部署を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づくグループ会社管理を行っています。
・各グループ会社の主管部長は、関連スタッフ部門の協力を得て、差入役員等を通じた適切な連結経営体制の構築・維持、内部統制の整備・運用およびリスク管理を実施しています。

＜グループ・コンプライアンス体制＞
・出向者・派遣社員を含むグループの役職員が利用可能なホットラインの設置を含め、グループ全体を対象にコンプライアンス・プログラムを実施しています。2019年度からはベトナム子会社に専用ホットラインを導入し、運用を開始しています。また、グループ各社のCCOが座談会においてグループにおけるコンプライアンス事案と再発防止策を共有する等、グループ全体の意識向上に努めています。

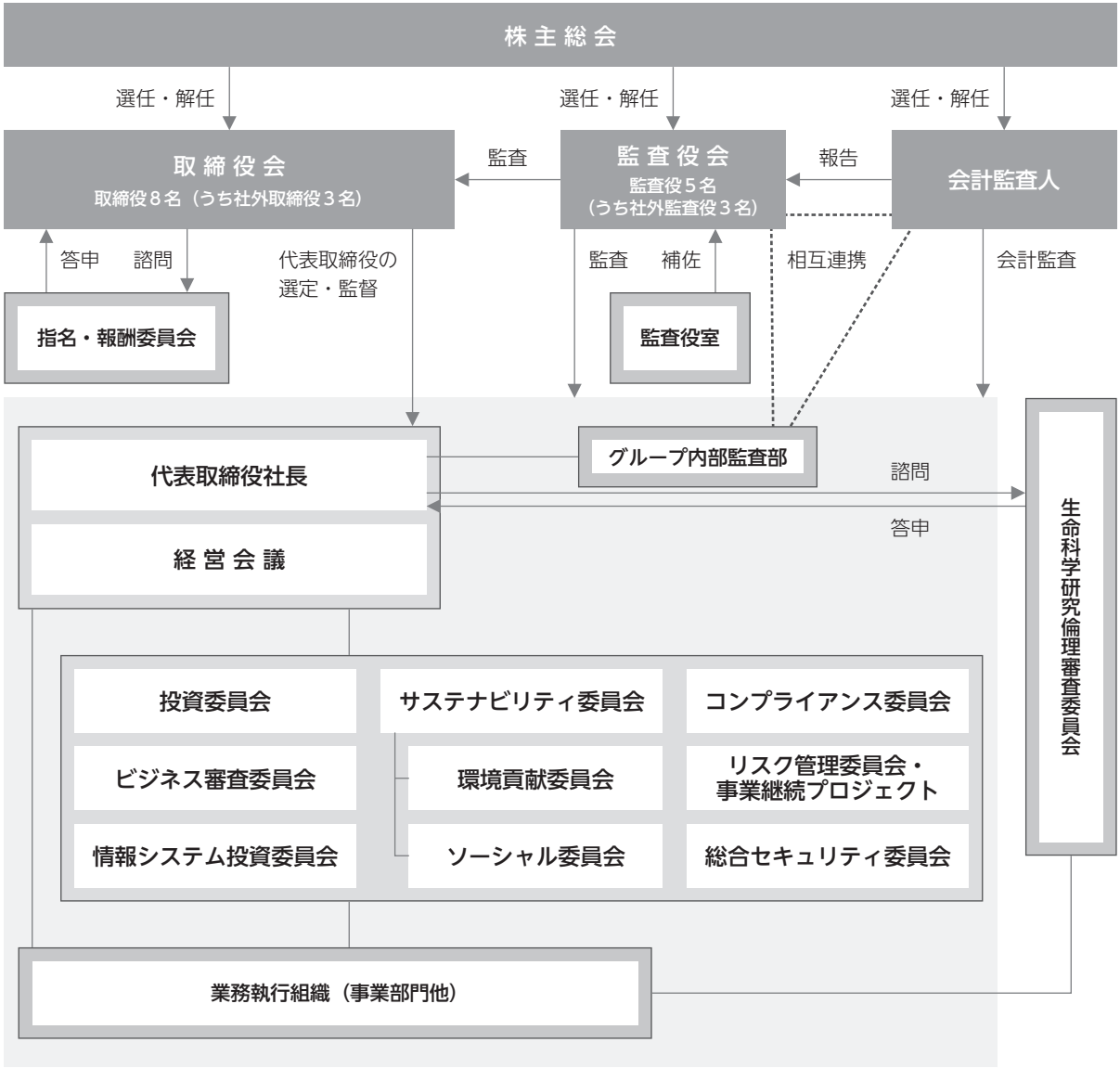
＜当社およびグループ各社に対する内部監査＞
・内部監査計画に基づき、主要な子会社に対する監査を実施し、改善に向けた指摘を行うとともに、監査の状況を当社経営会議および取締役会に報告しています。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	
監査役補助体制	(1)監査役の指揮命令に従って監査業務を補佐する組織を設置し、専任の使用人を配置する。 (2)監査役業務を補佐する使用人の人事については監査役会の同意を要する。
上記体制に関する運用状況の概要	
・監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、監査役会の同意を得て、専任の室長1名を含む適正な人数の職員を配属しています。	

7．監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
監査役(会)への報告に関する体制	(1)取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。 (2)当社グループの役職員が当社の監査役に対し直接コンプライアンスに関する報告を行うことができるよう、内部通報制度を設置するとともに通報者を保護する仕組みを設ける。
その他監査の実効性確保に向けた体制	(1)監査役は、当社取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役が要請した文書等は、直ちに提供される。 (2)監査役は、定期的または必要に応じ、役職員等よりグループ会社に関する事項を含む報告を受けることができる。 (3)監査役・監査役会は、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を図り、効果的な監査を行う。 (4)監査役は、グループ各社の監査役と連携してグループ会社の管理およびグループ監査が実効的に行われることを確保する。 (5)監査役の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。
上記体制に関する運用状況の概要	
＜監査役(会)への報告に関する体制＞ ・監査役会は、各取締役から「業務執行確認書」を取付け、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、直ちに監査役(会)に報告がなされたかを各取締役に確認しています。 ・監査役会は、監査役への直接の報告相談ルートとして「監査役ホットライン」を設置するとともに、報告者への不利益な取り扱いを禁止しています。	

＜その他監査の実効性確保に向けた体制＞
・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しています。また、稟議書等の重要書類を監査役に回付しています。
・監査役は、社長その他の取締役や重要な使用人に対し、随時ヒアリングを実施しています。
・監査役会は、四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、リスク管理状況や重点監査項目等について意見交換を行うとともに、公認会計士・監査審査会等のレビュー結果の確認を行っています。
・常勤監査役は、グループ内部監査部と情報共有を行い、必要な意見交換を行っています。
・監査役は、適宜、グループ会社の往査を実施するとともに、四半期に一度主要なグループ会社の監査役と連絡会を開催し情報共有を図り、グループの管理・統制状況を確認しています。

（ご参考）コーポレートガバナンスおよび内部統制の体制模式図（2021年4月1日現在）



連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

連結子会社の数　　20社

主要な連結子会社の名称

ユニアデックス㈱

日本ユニシス・エクセリューションズ㈱他

当連結会計年度において新たに設立等したため、CVCF2投資事業有限責任組合等を連結の範囲に含めております。

②　非連結子会社の状況

非連結子会社の数　　6社

主要な非連結子会社の名称

ＮＵＬシステムサービス・コーポレーション他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の数　　5社

関連会社名　紀陽情報システム㈱他

当連結会計年度において新たに株式を取得したため、ＩＧＰ　Ｘ㈱等を持分法適用の関連会社に含めております。

②　持分法を適用しない主要な関連会社の名称

関連会社名　㈱東北バンキングシステムズ他

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社（6社）および関連会社（9社）の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AXXIS CONSULTING（S）PTE. LTD.等3社の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同社の決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

投資事業組合への出資	組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
デリバティブ	時価法
たな卸資産	
販売用コンピュータ	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
保守サービス用部品他	主として個別原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

機械装置および運搬具 （営業用コンピュータ）	主として営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。 なお、主な耐用年数は5年です。
その他の有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物　　4年～50年
ソフトウェア	
市場販売目的のソフトウェア	見込販売収益または数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。 なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。
自社利用のソフトウェア（リース資産を除く）	見込利用可能期間に基づく定額法によっております。 なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。
リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
請負開発損失引当金	ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。請負開発損失引当金は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見直しによって、損失見込相当額の見積及び連結計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。

④ 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社および一部の連結子会社の原価規模50百万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする、アーンド・バリュー法等を用いております。作業進捗度の算定は、作業工程の価値の見積りの影響を受けるため、工数の変動による作業工程の価値の見積りの見直しによって、連結計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約等を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段としてヘッジ取引を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針です。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

⑧ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑨ のれんの償却に関する事項

20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑩ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直

しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2．会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要となります。見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。
見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間及び将来の連結会計期間において認識されます。

連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、以下のとおりです。

- 固定資産の減損（５．連結損益計算書に関する注記（減損損失）
- 退職給付に係る資産および負債の測定（１０.退職給付に関する注記）
- 請負開発損失引当金の認識及び測定（１.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ⑷会計方針に関する事項 ③重要な引当金の計上基準）
- ソフトウェアの請負契約に係る工事進行基準の適用（１.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ⑷会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準）
- 繰延税金資産の回収可能性（７.税効果会計に関する注記）

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取販売奨励金」（当連結会計年度は、72百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。
なお、前連結会計年度における「受取販売奨励金」は、111百万円です。

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「偶発損失引当金戻入益」（当連結会計年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、前連結会計年度における「偶発損失引当金戻入益」は、485百万円です。

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「和解金」（当連結会計年度は、6百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
なお、前連結会計年度における「和解金」は、228百万円です。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、重要な会計上の見積り関する事項を記載しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　42,964百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

5．連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当社グループはサービスの提供を目的として当社が保有する固定資産については、「同一の固定資産を利用する契約群」単位に、また一部の連結子会社においては、「契約形態別の売上区分」に基づいてグルーピングを行っております。なお自社利用資産については全社共用資産であり、共用資産を含む、より大きな単位である全社単位でグルーピングを行っております。

資産グループに減損の兆候が認識された場合かつ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額(使用価値)まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

使用価値の算定にあたり、当社グループでは将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りまたは割引率に反映しており、割引率は貨幣の時間価値及びその資産グループの固有のリスクを反映した割引率を用いております。

減損損失の内訳は以下の通りです。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類
江東区豊洲	アプリケーションサービス事業用資産	ソフトウェア、機械装置及び運搬具
米国	自社利用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯及びグルーピング方法

アプリケーションサービス事業用資産の一部について、減損の兆候が認識されたことから、今後の収益性を検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産の帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、自社利用資産の一部について、処分に関する意思決定を行ったため、個別にグルーピングを行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

・アプリケーションサービス事業用資産

ソフトウェア	454百万円
機械装置及び運搬具	6百万円
合計	461百万円

・自社利用資産

ソフトウェア	4百万円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.0%で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては回収可能価額を零として算定しております。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,663	－	－	109,663	
合計	109,663	－	－	109,663	
自己株式					
普通株式	9,295	0	26	9,269	（注）
合計	9,295	0	26	9,269	

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。
２．普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、主にストックオプションの権利行使によるものです。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	3,763	37円50銭	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日取締役会	普通株式	3,513	35円00銭	2020年9月30日	2020年12月4日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,513	35円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日

⑶　当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　316千株

7．税効果会計に関する注記

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を考慮して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価に当たっては、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しています。なお、認識された繰延税金資産は、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収できる可能性が高いと考えていますが、その予測の前提とした仮定に変化が生じた場合は、繰延税金資産の計上額が見直される可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

・繰延税金資産	
未払賞与	3,042百万円
減価償却超過額	1,716百万円
減損損失	1,121百万円
たな卸資産評価損	1,023百万円
税務上の繰越欠損金	311百万円
未払事業税・事業所税	364百万円
資産除去債務	369百万円
請負開発損失引当金	101百万円
退職給付に係る負債	234百万円
税務売上認識額	78百万円
貸倒引当金	103百万円
たな卸資産未実現利益	91百万円
その他	1,515百万円
繰延税金資産小計	10,075百万円
評価性引当額	△3,141百万円
繰延税金資産合計	6,934百万円
・繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,299百万円
退職給付に係る資産	△2,777百万円
その他	△226百万円
繰延税金負債合計	△6,303百万円
・繰延税金資産（負債）の純額	630百万円

（注）繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	960百万円
固定負債－その他	△329百万円

8．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、所要資金については金融機関からの借入金および社債の発行等により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、通常の取引の範囲内において行っており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿って、審査担当部署が信用調査を行うこと等により、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を見極めながら、取引先企業との関係を勘案し、保有状況を見直しております。

営業債務である買掛金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。

長期借入金のうち、金利変動リスクに晒されているものは、金利スワップ取引およびデリバティブ内包型借入を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建て債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、一定の社内手続に則り財務担当部署が実行、管理しております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）(注)1	差額
①	現金及び預金	45,833	45,833	－
②	受取手形及び売掛金	72,429	72,429	－
③	投資有価証券 その他有価証券(注)2	18,532	18,532	－
④	支払手形及び買掛金	(25,293)	(25,293)	－
⑤	長期借入金(注)3	(21,330)	(21,340)	10
⑥	デリバティブ取引	0	0	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
長期借入金のうち、固定金利によるものの時価については元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記⑥参照）については、金利スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥ デリバティブ取引
取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、振当処理によるものは、支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形および買掛金の時価に含めて記載しております（上記④参照）。
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑤参照）。
デリバティブ内包型の長期借入金については、当該組込みデリバティブが金利の変動を固定化するものであるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑤参照）。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額8,471百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 長期借入金には1年内返済予定の金額を含んでおります。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,341円04銭
1株当たり当期純利益	170円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	169円52銭

１０．退職給付に関する注記

⑴ 採用している退職給付制度の概要

当社およびユニアデックス㈱は、退職金制度として、確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）ならびに確定拠出年金制度および退職金前払制度（確定拠出年金制度との選択制）を設けております。

その他の連結子会社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

確定給付企業年金制度における退職給付債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、予想昇給率等の見積りが含まれております。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。年金数理計算の前提条件には将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等の影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付債務及び年金資産の残高に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

⑵ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 退職給付債務の期首残高	104,844百万円
② 勤務費用	1,626百万円
③ 利息費用	483百万円
④ 数理計算上の差異の発生額	3,217百万円
⑤ 退職給付の支払額	△4,729百万円
⑥ 退職給付債務の期末残高	105,442百万円

(注)一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

⑶ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

① 年金資産の期首残高	108,551百万円
② 期待運用収益	1,103百万円
③ 数理計算上の差異の発生額	6,082百万円
④ 事業主からの拠出額	2,783百万円
⑤ 退職給付の支払額	△4,704百万円
⑥ 年金資産の期末残高	113,815百万円

⑷ 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

① 積立型制度の退職給付債務	△104,739百万円
② 年金資産	113,815百万円
	9,075百万円
③ 非積立型制度の退職給付債務	△703百万円
④ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,372百万円
⑤ 退職給付に係る負債	△703百万円
⑥ 退職給付に係る資産	9,075百万円
⑦ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,372百万円

⑸ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

① 勤務費用(注)1	1,626百万円
② 利息費用	483百万円
③ 期待運用収益	△1,103百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△493百万円
⑤ 確定給付制度に係る退職給付費用	513百万円
⑥ その他(注)2	1,809百万円

(注)1.簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に含めております。

(注)2.「その他」は、確定拠出年金制度への要拠出額、退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額の要拠出額です。

なお、確定拠出年金制度への要拠出額は1,589百万円です。

⑹ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果調整前)の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	2,371百万円

⑺ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果調整前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	849百万円

⑻ 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	44%
生命保険一般勘定	14%
株式	10%
現金及び預金	4%
その他	28%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑼ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率	主として0.45%
② 長期期待運用収益率	主として1.0%
③ 予想昇給率	主として3.5%(平均)

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

投資事業組合への出資　組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ　時価法

たな卸資産

商品（販売用コンピュータ）　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

営業用コンピュータ　営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。
なお、主な耐用年数は5年です。

その他の有形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物および構築物　6年～50年
工具器具備品　2年～20年

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア　見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。

自社利用のソフトウェア（リース資産を除く）　見込利用可能期間に基づく定額法によっております。
なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

貸倒引当金　売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

無償サービス費引当金　保守サービス契約およびシステムサービス契約に基づく無償サービス費用の負担に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。

請負開発損失引当金	ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。請負開発損失引当金は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見直しによって、損失見込相当額の見積及び計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。
偶発損失引当金	将来発生する可能性の高い偶発損失に備え、偶発事象ごとに個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。
退職給付引当金 (前払年金費用)	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
進路選択支援補填引当金	進路選択支援プログラム制度適用による退職従業員の進路選択支援補填金の支出に備えるため、期末支援補填金見積額の全額を計上しております。
投資損失引当金	関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額を計上しております。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。
事務所移転費用引当金	事務所移転に伴い、従前より賃借していた事務所について解約申し入れ等を行ったため、これに係る原状回復費用等を見積り計上しております。

⑷ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸ 重要な収益および費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社の原価規模50百万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする、アーンド・バリュー法を用いております。作業進捗度の算定は、作業工程の価値の見積りの影響を受けるため、工数の変動による作業工程の価値の見積りの見直しによって、計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。

⑹ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段としてヘッジ取引を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針です。ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑺ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

⑻ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

⑼ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2．会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要となります。見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

計算書類において認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定については「連結注記表 2．会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において独立掲記しておりました営業外費用の「和解金」（当事業年度は、6百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度における「和解金」は、228百万円です。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めておりました「関係会社株式評価損」（当事業年度は、248百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
なお、前事業年度における「関係会社株式評価損」は、35百万円です。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積り関する注記を記載しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　35,678百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

⑵ 関係会社に対する短期金銭債権　8,605百万円
関係会社に対する長期金銭債権　480百万円

⑶ 関係会社に対する短期金銭債務　4,448百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6,090百万円
仕入高	22,180百万円
営業取引以外の取引高	8,329百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,294	0	26	9,268	（注）
合計	9,294	0	26	9,268	

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、ストックオプションの権利行使によるものです。

7．税効果会計に関する注記

当社は、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を考慮して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価に当たっては、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しています。なお、認識された繰延税金資産は、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収できる可能性が高いと考えていますが、その予測の前提とした仮定に変化が生じた場合は、繰延税金資産の計上額が見直される可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

・繰延税金資産	
未払賞与	1,838百万円
減価償却超過額	1,248百万円
減損損失	1,121百万円
たな卸資産評価損	70百万円
税務上の繰越欠損金	40百万円
税務売上認識額	78百万円
未払事業税・事業所税	183百万円
資産除去債務	356百万円
投資損失引当金	263百万円
請負開発損失引当金	97百万円
貸倒引当金	94百万円
無償サービス費引当金	25百万円
その他	1,565百万円
繰延税金資産小計	6,983百万円
評価性引当額	△3,160百万円
繰延税金資産合計	3,823百万円
・繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,077百万円
前払年金費用	△2,173百万円
その他	△139百万円
繰延税金負債合計	△5,390百万円
・繰延税金資産の純額	△1,567百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等　　(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ユニアデックス㈱	所有 直接　100%	ネットワーク、サポートサービスの委託 役員の兼任	営業取引 (注) 1,3①	18,228	買掛金他 (注) 1,3①	1,573
				資金の貸付 (注) 2,3②	1,234	貸付金 (注) 3②	2,213
子会社	キャナルグローブ㈱	所有 直接　100%	グローバル事業の推進 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2,3②	1,859	貸付金 (注) 3②	1,940

(注) 1．上記取引金額には消費税等は含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2．資金の貸付にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。
3．取引条件および取引条件の決定方針等
① 価格その他取引条件は、当社グループの事業戦略における位置付け等を勘案し、交渉の上で決定しております。
② 貸付金利率については、市場金利を勘案して決定しております。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,157円99銭
1株当たり当期純利益	180円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	179円56銭

4. 第77期 附属明細書（計算書類関係）

（会社法第435条第2項に基づく）

事 業 年 度　自　2020年4月 1日
　　至　2021年3月31日

日 本 ユ ニ シ ス 株 式 会 社

第 ７ ７ 期　　附 属 明 細 書 目 録

頁

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細‥‥‥

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有形固定資産	建物	3,365	125	0	430	3,060	9,008
	構築物	201	5	－	10	196	259
	営業用コンピュータ	5,826	*1 1,956	43	2,728 *3 (6)	5,011	22,750
	工具器具備品	1,220	104	0	157	1,166	3,577
	土地	599	－	－	－	599	
	リース資産	23	374	－	84	313	82
	計	11,236	2,566	43	3,411 *3 (6)	10,348	35,678
無形固定資産	ソフトウェア	16,413	*2 6,844	651 *3 (454)	5,006	17,600	
	リース資産	－	436	－	80	356	
	その他	12	105	－	3	114	
	計	16,426	7,386	651 *3 (454)	5,089	18,070	

*1　主なものは、アウトソーシング用コンピュータであり、期中に納入し稼働を開始したものです。

*2　主なものは、アウトソーシング用ソフトウェアの開発によるものです。

*3　「当期減少額」および「当期償却額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額です。また、有形固定資産の「減価償却累計額」欄に減損損失累計額を含めて記載しております。

２．引当金の明細

科　　目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸　倒　引　当　金	271	40	3	307
無償サービス費引当金	119	81	119	81
進路選択支援補填引当金	27	－	27	－
請負開発損失引当金	703	158	541	320
偶　発　損　失　引　当　金	202	6	22	186
環　境　対　策　引　当　金	177	－	177	－
事務所移転費用引当金	66	－	66	－
投　資　損　失　引　当　金	898	29	66	861

３．販売費及び一般管理費の明細

科目	金額	摘要
	百万円	
販売促進費	540	
営業支援費	2,305	
広告宣伝費	720	
交際費・会議費	134	
旅費及び交通費	347	
通信費	166	
貸倒引当金繰入額	△0	
役員報酬	374	
従業員給与手当	16,392	
進路選択支援一時金	583	
進路選択支援補填金	△16	
退職給付費用	623	
福利厚生費	336	
スタッフ業務委託費	504	
賃借料	1,476	
事務所管理費	1,102	
事務機械化費	4,054	
研究開発費	4,068	
事業税	758	
事業所税	141	
その他	1,305	
計	35,919	

5. 第77期　附属明細書（事業報告関係）

（会社法第435条第2項に基づく）

事業年度　自　2020年4月1日
　　至　2021年3月31日

日本ユニシス株式会社

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告１３ページおよび１４ページに記載のとおりです。

以　上

6. 独立監査人の監査報告書

事業年度　自　2020年4月1日
　　至　2021年3月31日

日本ユニシス株式会社

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本ユニシス株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　轟　一成

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉崎　肇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ユニシス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ユニシス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能

性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本ユニシス株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　轟　一成

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉崎　肇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ユニシス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

7. 監査役会の監査報告書

事業年度　自　2020年4月1日
　　至　2021年3月31日

日本ユニシス株式会社

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、依然として、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあり、社会的価値の創出を推進する当社グループが対処すべき諸リスクは、より多様化・複雑化することが見込まれます。監査役会としても、こうした情勢を十分に踏まえ、当社およびグループ会社における内部統制システムの整備・運用状況等に関し、引き続き監視・検証をしてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月14日

日本ユニシス株式会社　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	内山　悦夫	㊞
常勤監査役	寺西　裕二	㊞
監　査　役	橋本　博文	㊞
監　査　役 (社外監査役)	古城　春実	㊞
監　査　役 (社外監査役)	矢内　訓光	㊞

以　上